

第六次地域管理経営計画書

(上川北部森林計画区)

計画期間

自	令和	5年	4月	1日
至	令和	10年	3月	31日

北海道森林管理局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

本計画は、上川北部森林計画区の第五次計画（平成30年4月1日～令和5年3月31日）の計画期間終了に伴い、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、北海道森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、同法第4条の規定に基づく国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、森林法第7条の2で定める国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の同計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めた第六次計画である。

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	
(1) 国有林野の管理経営の基本方針 -----	1
① 森林計画区の概況	
② 国有林野の管理経営の現状及び評価	
③ 持続可能な森林経営の実施方向	
④ 政策課題への対応	
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 -----	7
① 機能類型に基づく管理経営の基本的な方向	
② 地域ごとの機能類型の方向	
(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な 事項 -----	12
① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及	
② 林業事業体の育成	
③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進	
④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による 技術支援	
(4) 主要事業の実施に関する事項 -----	13
① 伐採総量	
② 更新総量	
③ 保育総量	
④ 林道の開設及び改良の総量	
(5) その他必要な事項 -----	14
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	
(1) 巡視に関する事項 -----	15
① 森林火災防止等の森林保全巡視	
② 境界の保全管理	
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項 -----	16
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 -----	16
(4) その他必要な事項 -----	16
3 林産物の供給に関する事項	
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項 -----	17
(2) その他必要な事項 -----	17
4 国有林野の活用に関する事項	
(1) 国有林野の活用の推進方針 -----	17
(2) 国有林野の活用の具体的手法 -----	18

(3) その他必要な事項 -----	18
5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	
(1) 公益的機能維持増進協定の設定に関する基本的な方針 -----	18
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項 ----	18
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	
(1) 国民参加の森林に関する事項 -----	19
① ふれあいの森	
② 社会貢献の森	
③ 木の文化を支える森	
④ 遊々の森	
⑤ 多様な活動の森	
⑥ モデルプロジェクトの森	
(2) 分収林に関する事項 -----	20
(3) その他必要な事項 -----	20
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項 -----	21
① 林業技術の開発	
② 林業技術の普及	
(2) 地域の振興に関する事項 -----	21
(3) その他必要な事項 -----	21

別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」（別に定める）

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本森林計画区は、北海道の中央からやや北の内陸部に位置し、全国森林計画で定める天塩川広域流域のうち上川総合振興局管内北部（幌加内町を除く）の2市5町1村(国有林野が所在するのは2市3町)で構成されている。

その流域面積は、420千haで全道面積の5%に当たり、北部は宗谷及び留萌森林計画区、南部は上川南部森林計画区、東部は網走西部森林計画区、西部は留萌及び石狩空知森林計画区に接している。

流域面積 (千ha)	森林面積(千ha)		森林率 (%)	国有林野率 (%)
	国有林野	その他森林		
420	326	164	78	50

注) 四捨五入の関係で、計は必ずしも一致しない(以下の表についても同じ)。

対象とする国有林野面積は164千haであり、森林の8割がトドマツ・エゾマツ・ミズナラ・シナノキ・イタヤカエデ・カンバ類等が混交する天然林で占められ、2割は主に昭和30年代以降に造成されたトドマツ・エゾマツ・カラマツ等の人工林となっている。しかし、道内有数の寒冷地帯であり、厳しい気象条件の影響等から、人工林等においては期待した成長が見込めず、天然広葉樹との混交林化が進んでいる林分が見られるとともに、チシマザサが侵入し、笹生地又は疎林化した森林も分布している。

これらの森林については、大部分が保安林となっており、地域の水源地として、また、基幹産業である農業の振興に資する観点で重要な役割を担っていることから、水源涵養機能の発揮が求められている。

また、優れた山岳景観を有する天塩岳道立自然公園のほか、ピヤシリスキー場などがあり、登山やスキー、森林散策等のレクリエーションの場として多くの人々に利用されている。

一方、本森林計画区内には、「森林技術・支援センター」を設置しており、「森林施業モデル林」等を設定し、林業技術の開発、普及等に取り組んでいる。

また、この地域は、林業・木材産業が農業に次ぐ第一次産業として発展してきたところであり、森林認証の取得等の取組みがなされているなど、国有林に対しての期待も高い。

なお、これらの地域に所在する森林は、それ自体が炭素の貯蔵庫であり、適切な森林の整備及び保全とこれらを通じて供給される木材の有効利用を図ることが二酸化炭素の吸収・固定を促進して、地球温暖化防止に貢献することを十分理解するとともに、普及啓発に積極的に取り組む必要がある。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 森林計画区内の国有林野の現況

(単位：千 ha)

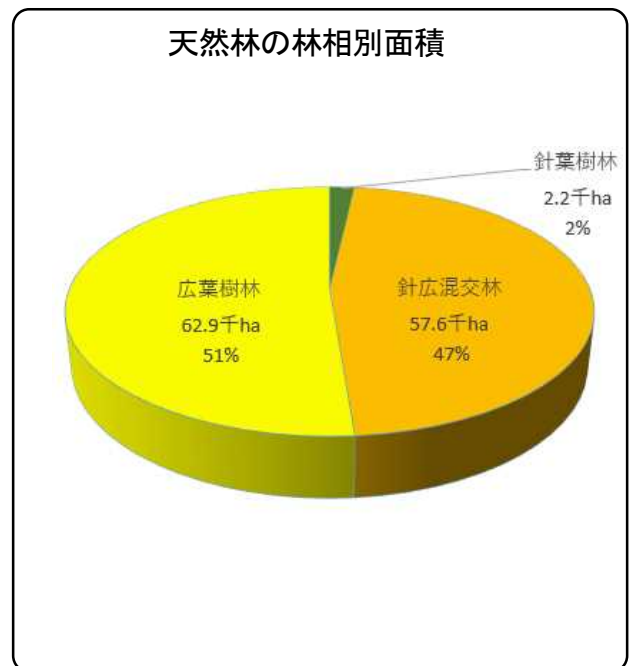
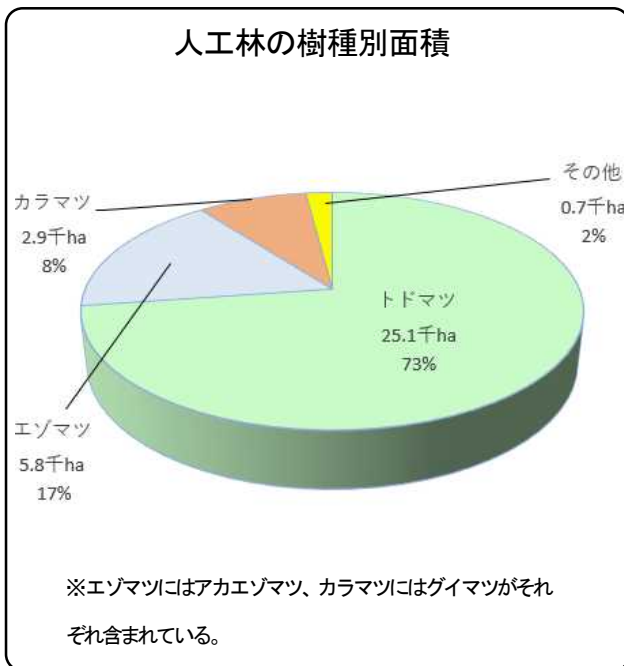
区 分	育 成 林		天然生林	計
	育成単層林	育成複層林		
面 積	34.3	35.3	87.6	157.2

(単位：千 ha)

区 分	人 工 林				計
	トドマツ	エゾマツ	カラマツ	その他	
面 積	25.1 (73%)	5.8 (17%)	2.9 (8%)	0.7 (2%)	34.5

(単位：千 ha)

区 分	天 然 林			計
	針葉樹林	針広混交林	広葉樹林	
面 積	2.2 (2%)	57.6 (47%)	62.9 (51%)	122.7



イ 主要施策に関する評価

第五次計画（平成30年度～令和4年度）における本森林計画区での計画と実績、主な取組は次のとおりとなっている。

(ア) 伐採量

本森林計画区における伐採量の実績は下表のとおりである。

天然力を活用した多様な森林づくりの実施によって、主伐指定箇所の一部を間伐へ変更したことや立木販売の低迷等により主伐・間伐ともに計画量より減少となった。

(単位：千 m^3 、ha)

区 分	計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	108	254 (5,302)	67	218 (3,571)

注) 1 () 書は、間伐面積である。

2 実績欄の数値は平成30～令和3年度の実績と令和4年度の見込量の計である。

(イ) 更新量

本森林計画区における更新量の実績は下表のとおりである。

人工造林については、立木販売の低迷による主伐未実施のため、更新未発生となり計画量より減少となった。

天然更新については、未立木地の復旧のための天然更新補助作業を行った結果、計画量より増加した。

(単位：ha)

区 分	計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	180	96	136	147

注) 実績欄の数値は平成30～令和3年度の実績と令和4年度の見込量の計である。

(ウ) 保育量

本森林計画区における保育量の実績は下表のとおりである。

下刈については、厳しい自然環境により植栽木が周囲の植生高を超えず、下刈の基準年数(回数)を超えて実行した箇所が増えたため、実行量が増加した。

つる切・除伐については現地の状況を精査して実行した結果、大幅に減少した。

(単位：ha)

区 分	計 画		実 績	
	下 刈	つる切・除伐	下 刈	つる切・除伐
保育量	5,306	5,198	14,929	178

注) 実績欄の数値は平成30～令和3年度の実績と令和4年度の見込量の計である。

(エ) 林道の開設及び改良

本森林計画区における林道の開設・改良の計画と実績は下表のとおりである。

開設については、利用区域内の事業実行の時期等を踏まえ、優先度の高いものから実行した結果、計画量より減少となった。

改良については、計画どおりの実行となった。

区 分		計 画	実 績
開 設	路線数	8	7
	延長量 (km)	21.7	12.2
改 良	箇所数	1	1
	延長量 (km)	0.0	0.0

注) 実績欄の数値は平成30～令和3年度の実績と令和4年度の見込量の計である。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、森林からの恩恵を次世代へ伝えるため、機能類型区分を踏まえた森林の適切な整備及び保全等の実施によって持続可能な森林の管理経営に取り組んでいく。

また、我が国は持続可能な森林経営を行う国際的な指標である「モンリオール・プロセス」に参画しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準(54指標)が示されているところである。

本森林計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を維持し、生物多様性の保全と持続可能な利用に資するため、希少な野生生物が生育・生息する森林については、その生育・生息環境にも配慮した森林施業を推進するとともに、その他の森林についても、適切な間伐の実施、針広混交林化、広葉樹林化、複層林化、長伐期化の取組など、多様で健全な森林の整備及び保全を推進する。また、溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、きめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。

関連する主な施策は次のとおりである。

(ア) 国有林における保護林制度として設定している各種保護林については、自然の推移に委ねること等、その設定目的に応じて、適切な保護・管理を行う。

(イ) 国の天然記念物に指定されているクマゲラや、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ等の生息環境に配慮した森林施業を推進し、生息環境の保全を図る。

(ウ) このほかの希少野生生物(「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき定められている国内希少野生動植物種や環境省及び北海道のレッドデータブックに掲載されている種等)についても、その生育・生息の把握に努め、必要に応じて学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努める。

イ 森林生態系の生産力の維持

森林生態系としての生産力を維持していくため、北海道森林管理局長が別に定めている「施業の基準」に基づき適切かつ積極的に間伐を実施するとともに、基準となる伐採率、回帰年等を前提とした育成複層林へ導くための施業等による主伐の実施、天然力も活用した伐採後の適切かつ確実な更新等を行う。

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

森林病害虫及び野生鳥獣等による被害や森林火災等による森林の劣化を防ぐため、適切な森林の保全対策を講じるとともに、被害を受けた森林の早期復旧を図る。関連する主な施策は次のとおりである。

(ア) 森林病害虫及び野生鳥獣等による被害等については、自治体等の関係機関及び地域住民の協力のもとに、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

エゾシカによる農林業被害については、自治体等との連携による個体数調整等の取組を通じ、被害の軽減に努める。

(イ) 森林の巡視は、森林火災等の森林被害が多発するおそれのある地域を中心に、現地の実態に即し適切に実施するとともに、自治体における林野火災予消防会議等を通じ、入林者に対する森林火災の予防等の普及啓発を図る。

エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨等に伴う土壌の浸食等から森林を守り、森林が育む水源の涵養機能を確保するため、山地災害により被害を受けた森林の早期復旧に努めるとともに、施業の基準に基づいた適切な施業方法の選択を行う。

関連する主な施策は次のとおりである。

(ア) 取水施設の上流等の水源に近接する箇所については、水源に影響を及ぼすおそれがある場合は伐採を見合わせることを検討する。

(イ) 地域の水源となっている集水域の森林については、地域との連携・協働による水源林整備を積極的に進める。

(ウ) 林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の発達を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないようにする。

森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林については、国有林の地域別の森林計画に定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」との整合に留意し、管理していく

こととする。

(エ) 森林の裸地化を防ぐため、択伐又は複層伐を推進するとともに、皆伐を行う場合にあっては、伐採面積の縮小、伐採箇所の分散を図る。

オ 地球温暖化防止への森林の寄与の維持

二酸化炭素の吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の適切な保全を図るほか、炭素の貯蔵庫としての機能発揮及び二酸化炭素の排出削減のため、木材の利用を促進し、カーボンニュートラル実現へ貢献していく。

関連する主な施策は次のとおりである。

(ア) 人工林における間伐及び増加する高齢級の人工林における育成複層林へ導くための施業等を積極的に推進する。

(イ) 国有林野事業で実施する治山・林道等工事において、間伐材等の木材を使用した工法を積極的に採用する。

(ウ) 化石燃料を代替する再生可能なエネルギーとして、木質バイオマスの利用を促進する。

カ 社会の要望を満たす長期的、多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

森林浴等森林レクリエーションの場の提供、森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供、文化・社会・精神的な価値を有する森林の保全を図る。

また、森林施業等に関する技術開発に取り組む。

関連する主な施策は次のとおりである。

(ア) レクリエーションの森については、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設を整備するなど、利用の実態及びその設定目的に応じて適切に管理経営を行う。

(イ) 国民が自主的に参加し、森林整備や森林・林業に関する理解の増進に資する活動等を支援する国民参加の森林づくりの制度の積極的な活用を図る。

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林に関連する法令等に基づく森林計画制度の適切な運用を図る。

④ 政策課題への対応

地域から求められる国有林野への期待に応じていくために、北海道における森林・林業の状況を踏まえ、多様で健全な森林づくり、生物多様性の保全、森林整備の省力化、

木材の安定供給、山地災害対策の強化等に取り組んでいく。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型に基づく管理経営の基本的な方向

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意し、国有林野を重視すべき機能に応じ、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」及び「水源涵養タイプ」の機能類型に区分し、各機能の発揮を目的とした管理経営を行うこととする。

なお、これらの区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、有効利用を図る。

機能類型ごとの管理経営の基本的な方向については以下のとおりである。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアの2つに区分して取り扱う。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアの国有林野は、下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設を整備する。

(イ) 気象害防備エリア

気象害防備エリアの国有林野は、遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力が強い森林の育成に配慮した管理経営を行う。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプの国有林野は、原則として自然の推移に委ねることとし、野生生物の生育・生息環境の保全等に配慮した管理経営を行う。

さらに、自然維持タイプの森林のうち、特に我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を「保護林」として設定し、設定目的に応じた適切な管理経営を行う。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプの国有林野は、景観の向上やレクリエーションを考慮した保育や間伐等の森林の適切な整備を行うとともに、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

また、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行う

ことが適当と認められる国有林野をレクリエーションの森として選定し、利用の実態や将来的な展開方向、地域の意見等を踏まえて、選定目的に応じた適切な管理経営を行う。

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されるよう森林の整備を推進する。

オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項
水源涵養タイプの国有林野は、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確立されるよう森林の整備を推進する。

具体的な取扱いについては、別に定めている別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」により取り扱うこととする。

機能類型区分ごとの考え方及び公益的機能別施業森林との関係

機能類型区分	面積 (ha)	機能類型の考え方	公益的機能別施業森林の該当区分	
山地災害防止タイプ	53,492 (33%)		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林
土砂流出・崩壊防備エリア	53,400 (33%)	山地災害の防止及び土壤保全機能の発揮を第一とすべき森林		
気象害防備エリア	92 (0%)	風害、霜害等の気象災害の防止の機能の発揮を第一とすべき森林		
自然維持タイプ	17,700 (11%)	原始的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林	水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林（立地条件による）
森林空間利用タイプ	2,682 (2%)	保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林		
快適環境形成タイプ	該当なし (-)	騒音や粉塵等から地域の快適な環境を保全する機能の発揮を第一とすべき森林	水源涵養機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林
水源涵養タイプ	90,236 (55%)	良質な水の安定供給など水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林		
該当外	該当なし (-)			
国有林野面積計	164,111			

注1) 「公益的機能別施業森林」とは、「国有林の地域別の森林計画」において、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として区域を設定した区分のことをいう。

2) () は構成比である。

3) 「該当外」は、森林経営の用に供されない森林原野。

② 地域ごとの機能類型の方向

本森林計画区は、天塩山地を中心とする北部地域（中川町）と北見山地を中心とする南部地域（士別市、名寄市、和寒町及び下川町）に大別され、各地域における重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 北部地域（上川北部森林管理署 1001～1090 林班）

この地域は、天塩川の支流である安平志内川等の両岸に位置した南北に長い地域で、主にトドマツ・ミズナラ・カンバ類等が混交する天然林で構成されている。

地域内には、地域の水道施設等があることから、上流部にある国有林野は、その水源地として水源涵養機能の発揮が期待されている。また、地滑りや崩壊地等も見られ、脆弱な地質が分布していることから、土砂の流出等を防ぐ山地災害防止機能の発揮も期待されている。このため、大部分を「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分し管理経営を行う。

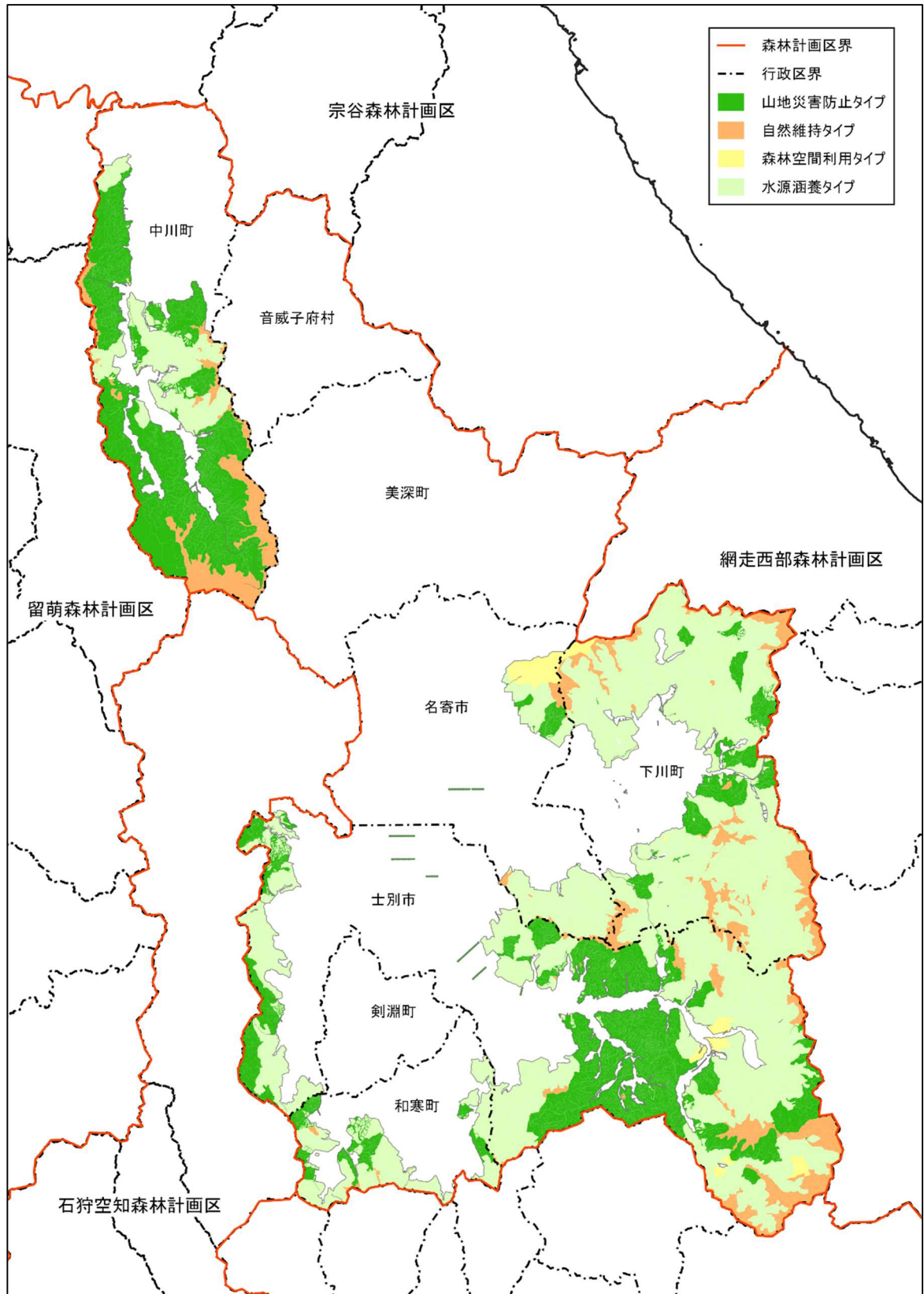
イ 南部地域（上川北部森林管理署 1～73、77～112、208～315、2001～2218、2301～2407 林班）

この地域は、天塩岳（1,558m）、ウエンシリ岳（1,142m）を主峰として、天塩川、名寄川等の集水域となっている山地で、ミズナラ・シナノキ・カンバ類を主体とし、トドマツ・エゾマツ等が混交する天然林とトドマツ・アカエゾマツ等の人工林で構成されている。また、名寄盆地には、防風保安林が配置されている。

地域内には、岩尾内湖をはじめ、多くの飲料用、農業用水等の貯水施設があることから、上流部にある国有林野は、その水源地として水源涵養機能の発揮が期待されている。また、名寄盆地の防風保安林については、気象害による環境の悪化防止等の機能の発揮が求められている。このため、これらの地域は、「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分し管理経営を行う。

また、優れた自然景観等を有し天塩岳道立自然公園に指定されている天塩岳や岩尾内湖、ピヤシリスキー場周辺の森林、自然環境の保全を図る必要がある尾根部の更新の困難な森林等については、保健文化機能の発揮が期待されていることから、「自然維持タイプ」及び「森林空間利用タイプ」に区分し管理経営を行う。

○機能類型分布図



※本図は「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）を加工して作成。
 (https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_0.html#prefecture01)

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、上川総合振興局、関係市町村等との密接な連携を図りながら、地域の森林・林業の再生に貢献していく。このため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組む。

特に、民有林においては森林経営管理制度による森林の管理経営が行われており、国有林野事業としてもこの制度が円滑に機能するよう支援に取り組む。

また、これらを通じて、森林を適正に管理して木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、歩留まりの向上等を図ることで林業及び木材産業の成長産業化の実現に貢献し、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努める。

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

民有林における公的管理や林業経営への普及を念頭に置き、公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術開発を推進する。

具体的には、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムを実現するため、丈夫で簡易な林業専用道や森林作業道の整備に取り組むとともに、植付効率の向上が期待され、活着が良好で植栽時期を選ばないコンテナ苗の活用や、伐採と造林の一貫作業システムの導入、無人航空機（UAV）等の先端技術を活用した効率的な森林管理手法の開発など、低コストで効率的な作業システムの確立と普及に取り組む。

また、天然力を活用した多様な森林づくりによる育成複層林への誘導手法等の普及や過去に伐採や植付などが行われた天然林において、森林の現況に応じた森林整備を行い、公益的機能の発揮と合わせた広葉樹資源等の育成に取り組む。

② 林業事業者の育成

ア 林業事業者の創意工夫を促進するための総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、労働安全衛生対策に配慮した事業実行の指導等に取り組む。

イ 安定供給システムによる安定的・計画的な木材供給に取り組む。

ウ 森林経営管理制度の定着に向けて、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成に取り組む。

③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

ア 地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林共同施業

団地の設定を推進し、民有林と連結した路網の整備と相互利用、計画的な間伐の実施等に取り組むとともに、国産材の安定供給体制構築に資するよう土場の共同利用や民有林材との協調出荷等に取り組む。

イ 木質バイオマスエネルギー利用の意義の普及啓発に努めるとともに、林地未利用材の搬出活用に取り組む。

ウ 下川町や森林所有者と一体となって取得している森林管理協議会（FSC）の森林認証については、認証材の安定供給と利用促進に向けた啓発に努める。

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

ア 市町村行政の支援を行うため、専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理士（フォレスター）等を系統的に育成するとともに、森林経営管理制度の推進のため、自ら森林経営を行う市町村への森林・林業技術情報の提供等の支援に取り組む。

イ 林業事業者が主催する研修、現地検討会、「緑の雇用」等への国有林野フィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援する。

ウ 北海道林業の担い手の人材育成のため開校された「北海道立北の森づくり専門学院」に、フィールドの提供等の協力を行うこと等により、学生や新規就業者をサポートする。また、大学等関係機関と連携を図る。

(4) 主要事業の実施に関する事項

森林の有する公益的機能を持続的に発揮させ、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等に貢献するため、積極的に間伐を推進するとともに、針広混交林化・複層林化等を促進するため、育成複層林へ導くための施業等を推進し、健全で多様な森林の整備・保全及びその基盤となる林道等の路網の整備を進める。これらの施業等に当たっては、土砂の流出、水質汚濁の防止等に配慮し、森林生態系の保全に努める。

なお、事業の実施に当たっては、全面的に民間に委託して推進することとし、林業事業者に対する計画的な事業の発注等を通じ、その育成・強化を図る。

また、労働安全衛生の確保については、安全衛生管理体制の活性化及び安全で正しい作業の確実な実践等適切な安全管理の積極的な推進により、労働災害の未然防止等を図る。

本計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は、以下のとおりである。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区分	主伐	間伐	計
材積	81,415 〔 40,000 〕	321,347 (7,089)	402,762 〔 40,000 〕

注1) 〔 〕は、臨時伐採量であり、内数である。

2) ()は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
面積	313	109	422

③ 保育総量

(単位：ha)

区分	下刈	つる切・除伐
面積	3,585	1,143

④ 林道の開設及び改良の総量

区分	開設		改良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
	8	17,305	1	90

(5) その他必要な事項

① 地域の水源となっている集水域の森林については、流域全体で水源涵養機能が持続的に発揮されるよう間伐を積極的に推進する。また、関係市町村との連携・協働による水源林の整備を積極的に進めるとともに、「北海道水資源の保全に関する条例」によって指定された「水資源保全地域」の上流域等に所在する森林については、水源涵養機能の維持増進及び水質の汚濁の防止等に配慮した森林施業を適切に実施する。

② 林道等の路網は、林産物の搬出、森林の育成のみではなく、適切な保全管理等を効率的に行うために必要であることから、森林の有する公益的機能が高度に発揮されるよう、林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道について、それぞれの役割や自然条件、作業システム等に応じて適切に組み合わせた整備を推進する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進する。

また、民有林林道等の開設計画との調整を図るとともに、周囲の環境との調和やコストの縮減、継続的に利用する林道等の整備にも努め、効果的・効率的な整備を推進する。

なお、林道等の整備に当たっては、地域住民にとって災害時の迂回路となる場合があることにも留意する。

- ③ 治山事業については、頻発する集中豪雨等によって大規模災害の発生のおそれが高まっており、とりわけ山腹崩壊等に伴う流木被害が顕在化していることを踏まえ、事前防災・減災の考え方に立ち、重要な水源地域や荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備や、流木対策を含めた溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、周囲の環境との調和やコストの縮減に留意しつつ、民有林治山事業等との連携の下に、計画的に推進する。

また、名寄盆地には、厳しい風から農地等を守る防風保安林があり、住民の生活環境の確保を図る上で重要な役割を担っている。この防風保安林の取扱いに当たっては、林木の健全性の維持増進を図るため、地域の意見も踏まえつつ、適切な森林施業を実施していく。

さらに、地域の身近な森林となっていることから、森林環境教育等を通じて防風保安林の役割についての普及啓発を推進していく。

- ④ 事業予定箇所の把握、事業実行結果の整理、野生生物の生育・生息状況の把握など国有林の管理経営を適切に進めていくため、地況・林況調査を計画的に実施する。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 森林火災防止等の森林保全巡視

森林内は、レクリエーション等を目的に入林する者が多く、特に、春期は山菜採りのシーズンと乾燥期が重なり、森林火災発生の危険及び遭難者の発生などのおそれが増大する。このため、地元市町村等と連携して、森林火災等の発生の防止の宣伝・啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化し、その防止に万全を期する。

また、森林保全巡視に当たっては、野生生物の生育・生息状況、森林病虫害及び野生鳥獣等による被害の発生状況、廃棄物の不法投棄の状況、各種標識の設置状況等を把握し、適切な措置を講ずることにより、国有林野の保全管理に努める。

特に、深刻な社会問題である廃棄物の不法投棄に対しては、監視体制の強化が重要となっていることを踏まえ、関係市町村の環境部局や警察等とも連携して、積極的な対応に努める。

さらに、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえて、高山植物等の保護に努めるとともに、入林時のマナーや注意事項等についてホームページ等により周知を図る。

② 境界の保全管理

国有林野を管理していく上で、境界の保全管理は重要であることから、境界標の確認、境界の巡視及び不明標等の復元を計画的に行う。

また、境界の侵害を受けている箇所については、当事者と疎通を図り早期解決に努める。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害及び野生鳥獣等による被害について、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等とも連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

国有林野には、優れた景観を有する森林や、希少な野生生物が生育・生息するなど豊かな森林生態系を維持している森林、溪流等と一体となって良好な環境を形成している森林も多い。

このため、生物多様性保全の観点から、環境行政とも連携しつつ、希少種の保護等に努める。国の天然記念物に指定されているクマゲラ、国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ、国内希少野生動植物種の指定は解除されたが森林施業と密接に関わっているオオタカ等の生息環境の保全を図るため、それらの生息状況に応じた森林施業を行う。

国の天然記念物及び国内希少野生動植物種の両方に指定され、本森林計画区内で生息が確認されているシマフクロウについては、隔離分布となっており、種の保存の観点から非常に貴重である。このため、道北地方における繁殖地の確立及び分布域の復元を目指し、関係機関と連携して、巣箱の設置、生息環境に影響を及ぼさない森林施業等を推進する。

また本森林計画区においては国有林における保護林制度として「希少個体群保護林」を設定しており、その設定目的に応じて、適切な保護管理を行うものとする。

(4) その他必要な事項

① 前天塩岳における移入種の排除等の取組み

前天塩岳において確認された移入コマクサについては、繁殖のおそれがあることから、原植生の保全を図るため、地域や学識経験者と連携した巡視、発芽・成長個体の記録及び除去等の取組みを進めてきたところであり、今後も経過観察に努める。

② 溪畔周辺の取扱い

溪畔周辺（常時水流のある溪流等の水辺から概ね片側25m以上を目安とする。）については、水系への土砂流出の抑制、野生生物の生育・生息場所や移動経路の提供、種子や栄養分の供給、水域における日射の遮断等多くの機能を発揮する場として重要な役割を担っているため、上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。

③ エゾシカ被害への対応

エゾシカによる農林業被害に対しては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により北海道が策定した「北海道エゾシカ管理計画」に基づき、自治体等関係機関とも連携して、個体数調整に取り組む。

また、生息状況、被害動向等についての情報収集を推進するとともに、狩猟期間内における各種事業と狩猟の調整を計画的に図り、狩猟における安全対策の徹底について啓発活動を図る中で、被害の軽減に向けて取り組んでいく。

- ④ 地域住民、ボランティア、NPO等と連携を図りながら、生物多様性の保全の観点から、希少種の保護や移入種の侵入防止等に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

公益重視の管理経営を一層推進しつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、地域における安定供給体制の構築が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努める。

林産物の供給に当たっては、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売によることとし、また、高付加価値が期待できる高品質材等の供給や、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの定着を図りつつ、素材（丸太）販売により実施する。

地域の林業・木材産業の活性化に貢献するため、公売及び安定供給システム販売（加工・コストの削減や民有林管理への貢献等）に取り組む需要者と協定を締結して需要先に直送する販売形式）により、国有林材の安定供給に努める。

(2) その他必要な事項

- ① 環境に対する負荷が少ない素材である木材の公共施設や公共事業等多様な分野への利用を促進するため、木材需給の動向や木造公共建築物の整備事例等について、地方公共団体等関係機関への情報提供に努める。
- ② 治山・林道工事等において、間伐材等の木材を使用した工法を積極的に採用するなど、国有林野事業自ら木材の利用に取り組む。
- ③ 利用が低位な木材や林業生産活動によって生ずる端材や林地残材等の林地未利用材について、地域のエネルギー資源としての有効活用に努める。その他、関係機関等と連携して、木材の利用分野の拡大に努める。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用について、公益的機能の発揮等との調整を図りつつ、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の構造改善のための活用、公用・公共施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民の福祉の向上、都市と農山漁村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進する。

その際、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮しつつ、地域振興に寄与する風力発電等再生可能エネルギーを利用した発電に資する国有林野の活用の推進に努める。

また、国民の保健・文化・教育的利用に供することが適当と認められる国有林野を、レ

クリエーションの森として広く国民に開かれた利用に供する。

レクリエーションの森のうち、特に魅力的な自然景観を有する等、観光資源としての活用の推進が期待される箇所については「日本美しい森 お薦め国有林」に選定し、重点的に施設整備や利用に向けた情報発信を図る。

名 称	森林管理署等	所在地
アベシナイ風景林	上川北部森林管理署	中川町

(2) 国有林野の活用の具体的手法

地域産業の振興、道路工事等の公用・公共用・公益事業用地としての活用については、地元自治体等との情報交換を十分行いつつ、法令等に基づき、貸付、売払い等の手法により実施する。

また、不要地、余剰地については、林野・土地売払い情報公開窓口やインターネットを活用して広く情報を公開し、逐次売払い等を進める。

(3) その他必要な事項

道路用地や公益事業用地等への転用に当たっては、あらかじめ事業主体による森林への影響評価の実施を求め、周辺の自然環境や森林の有する公益的機能との調和を図り、土地利用に関する計画等との調整を行った上で、活用の推進を図る。

なお、具体的な整備等に当たっては、施設整備における木材の利用、樹木の保残等にも配慮するよう実施主体を指導する。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の設定に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林において、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われず、そのことにより国有林野が発揮すべき公益的機能に悪影響を及ぼしている場合があれば、国有林野と一体的に当該民有林の整備及び保全を行うため、当該民有林の所有者等と公益的機能維持増進協定の締結に努める。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等に定める事項に従って当該協定の目的となる森林整備の区域内に存する森林を国において、国有林と民有林の一体的な整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国有林野の多様で豊かな自然環境、森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用し、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、昨今の国民の要請に応えるため、協定を締結してフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進する。

① ふれあいの森

自主的な森林整備活動を目的とした植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動の場として設定する。

(該当なし)

② 社会貢献の森

企業の社会的責任（CSR）活動等を目的とした植栽、保育、森林保護等の森林整備を自ら又は事業者に委託して行う活動の場として設定する。

(該当なし)

③ 木の文化を支える森

木の文化の継承を目的とした修理及び修復に大径長尺材等の樹材種を必要とする歴史的な木造建築物、特定の樹材種に依存している工芸品及び祭礼行事等の資材を確保するための森林整備・保全活動の場として設定する。

(該当なし)

④ 遊々の森

森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動の場として設定する。

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
南小の森	1.05	上川北部森林管理署 1092 へ、チ

⑤ 多様な活動の森

森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等であって、上記①から④までに分類できない活動の場として設定する。

(該当なし)

⑥ モデルプロジェクトの森

それぞれの地域や森林の特色を活かした効果的な森林管理の実施を目的とした、地域

住民や関係者との合意形成を図りながら、団体と森林管理署等が協働・連携して行う森林の整備・保全活動の場として設定する。

(該当なし)

(2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力したいという国民や企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進する。

特に、企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」の設定を進める。

分収林の設定状況は下表のとおりである。

種 類	契約箇所数	面積 (ha)
分収造林	47 (0)	680 (0)
分収育林	16 (1)	59 (4)
計	63 (1)	739 (4)

注) () は、「法人の森林」の値であり、内数である。

(3) その他必要な事項

① 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報発信

「国民の森林」として国民に開かれた管理経営を推進するため、地域で開かれる自然教育活動への協力等を通じ、森林インストラクター等の活用も図りながら、国民に対し森林・林業に関する情報提供や普及・啓発に努めるほか、インターネット等各種メディアを活用した幅広い情報の発信を行う。

また、「国有林モニター」制度の活用等により国有林野事業の活動全般について意見を聴くなど、多様な方法を用いて国民と国有林との情報・意見の交換を図り、国民の要望等を適確に把握して管理経営に反映させるなど対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得よう努める。

② 森林環境教育の推進

学校等が体験活動等を実施するための「遊々の森」等の活用を図るとともに、森林の多面的機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等に取り組む。

また、木材や木製品とのふれあいを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深める「木育」にも取り組む。

③ 森林の整備・保全等への国民参加

国民参加の森林づくりの推進のため、NPO、企業、地元関係者等多様な主体と連携した取組を進める。

具体的には、NPO等による自主的な森林づくり活動を支援するための「ふれあいの森」の設定等により、フィールドの提供や技術指導を行うなど、多様な取組を進める。

また、森林管理署等は、これらの取組とともに、国民参加の森林づくりに関する支援

を行う窓口としての機能を発揮するよう努める。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

① 林業技術の開発

試験研究機関等へのフィールドの提供等により、基礎技術の開発に協力する。

② 林業技術の普及

北海道や市町村等の関係行政機関及び試験研究機関等と連携しながら、国有林のフィールドを活用した現地検討会の実施等を通じて、技術開発成果の普及・定着に努めるとともに、施業指標林・試験地・モデル林等の展示等を通じて技術の普及を図る。

また、高性能林業機械の導入試験やデモンストレーション等に対してフィールドの積極的な提供に取り組む。

(2) 地域の振興に関する事項

国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもある。森林管理局・署という地域に密着した体制で国有林野の管理経営を行う国有林野事業において、地域振興への寄与は重要な使命の一つである。

こうした中で、地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の安定供給、地域の農林業に多大な被害を与えている野生鳥獣への対策、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート、民有林材を含めた安定供給体制の構築など、地域の課題解決に向けた積極的な貢献は、地域振興にも寄与するものである。

このため、こうした国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に寄与するよう努める

(3) その他必要な事項

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画に基づき、地域の状況に応じて、アイヌ文化の振興等に利用するための林産物等の採取に係る共用林野設定等の検討を進める。

